

指定居宅介護支援事業者 様

市川市 福祉政策課

特定事業所加算算定に係る当該事業所における管理者と介護支援専門員の兼務について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

この度、特定事業所加算の人員配置要件について国へ問い合わせたところ、以下のとおり回答がありましたので、通知いたします。

事業所におかれましては、今後とも適切な人員配置要件に基づく加算の算定をしていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 対象事業所

指定居宅介護支援事業所

2 管理者との兼務について

(1) 主任介護支援専門員

<配置要件>

加算 (I) : 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を 2 名以上配置していること。

加算 (II)、(III) : 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

⇒管理者と兼務している人員も含まれます。

(2) 介護支援専門員

<配置要件>

加算 (I)、(II) : 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。

加算 (III) : 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。

⇒管理者と兼務している人員は含みません。

【問い合わせ】

市川市 福祉政策課 施設グループ

電話 : 047-712-8548

FAX : 047-712-8741